

議会運営委員会

日 時 平成25年 9月 2日 (月) 午前10時～
場 所 第3委員会室

1 平成25年9月亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 9月 2日 (月) 告示第 号
(2) 開 会 9月 9日 (月)

2 議案の概要説明について

3 定例会日程 ……………【別紙 №1】

- (1) 一般質問通告期限 9月 9日 (月) 午後__時
一般質問順序・・・①清流②公明③創生④市民⑤緑風⑥共産
(2) 請願書提出期限 9月 9日 (月) 午後5時
(3) 質疑通告期限 9月19日 (木) 一般質問終了時
(4) 意見書等提出期限 10月 2日 (水) 正午
(5) 討論通告期限 10月 3日 (木) 午後4時
○市民憲章唱和 9月18日 (水) 午前9時50分
・唱和リーダー 菱田議員

4 開会日 (9月9日) 議事日程

諸報告

- 第1 会議録署名議員指名 (福井議員、田中議員)
第2 会期決定 (26日間)
第3 報告第1号及び第1号議案から第49号議案まで (提案理由説明)
第4 平成25年6月定例会提出議第2号議案「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
(委員長報告～表決)

◎諸報告

- 予算継続費の精算報告 (1件)
○地方自治法第180条関係 (2件)
○請願の処理経過及び結果の報告 (放課後児童会の環境改善)
○監査結果報告 (例月、定期)
○理事者出席要求

- 5 委員長報告について（議員報酬改正議案）
- 6 議員報酬改正議案（日程第5）について
 - 議事の流れ 委員長報告 → 質疑 → 討論 → 採決
 - 討論順 ① ②
 - 採決方法 起立採決
 - ＊委員会審査報告書は議員席に配付
- 7 一般質問通告について
 - U S Bウィルスチェック
 - メール送信
 - 通告期限
- 8 請願に関する申合せ
 - 案 別紙№2
- 9 陳情・要望について
 - 5件（メールボックス配付済み）
- 10 委員会審査について
 - 質疑について
- 11 全国市議会議長会の依頼について
 - 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について（別紙№3）
- 12 住民投票を求める条例制定請求について
 - 議案審査順序
 - 市長が意見を付し議案提出 → 意見陳述の機会付与議決 → 告示
 - 意見陳述（本会議） → 議決
 - 条例案（別紙№4）
- 13 「京都・亀岡保津川公園」都市計画素案について
- 14 その他
 - エコオフィス期間
 - 写真撮影許可
 - 次回議会運営委員会 9月19日（木）一般質問終了後

平成25年9月亀岡市議会定例会日程（案）

（会 期 26日間）

月	日	曜日	行 事	備 考
9/	2	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
	3	火		
	4	水		
	5	木		
	6	金		
	7	土		
	8	日		
	9	月	【定例会開会】 ＜一般質問通告期限：__ 請願書提出期限：17:00＞	
	10	火		
	11	水		
	12	木	決算特別委員会	
	13	金		
	14	土		
	15	日		
	16	月	敬老の日	
	17	火		
	18	水	【一般質問】	一般質問順序 1 清流 2 公明 3 創生 4 市民 5 緑風 6 共産
	19	木	【一般質問】、議運（追加議案送付） ＜質疑通告：一般質問終了時＞	
	20	金	【一般質問】	
	21	土		
	22	日		
	23	月	秋分の日	
	24	火	【一般質問】（追加議案提案）議運、3 常任委員会	幹事会、会派会議
	25	水	決算特別委員会	
	26	木	決算特別委員会	
	27	金	決算特別委員会	
	28	土		
	29	日		
	30	月	決算特別委員会	
10/	1	火	決算特別委員会	
	2	水	（委員会予備日）＜意見書提出期限：12:00＞	
	3	木	議運 ＜討論通告期限：16:00＞	幹事会、会派会議
	4	金	決算分科会委員長会議、 3 常任委員会、議運 【定例会閉会】	幹事会、会派会議

◆一般質問日程は通告により3日間で終了する場合がある。その場合は9/20一般質問終了後追加議案提案、議運、幹事会、会派会議、9/24の会議日程は3 常任委員会のみ。

＜先例・申し合わせ＞ 案

（採択した請願の処理の経過及び結果の報告を請求した後の取り扱い）

○議長は、採択した請願の処理の経過及び結果について、市長その他の関係機関から報告を受けたときは、その写しを議員に配付するとともに、次の本会議における諸報告で報告するものとする。

＜参考＞

・ 亀岡市議会会議規則

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）第 1 4 4 条

議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

※平成 2 5 年 3 月定例会 委員会審査報告書（総務文教常任委員会）

議案番号	件名	議決結果	摘要
請願	亀岡市放課後児童会の環境改善についての請願	採 択	教育委員会 報告請求

委員会審査報告のとおり決定することを議決



全 議 K 第 8 号
平成 25 年 8 月 8 日

各市議会議長 殿

全国市議会議長会
会長 佐藤 祐文
(横浜市議会議長)

地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について（依頼）

平素より、本会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年度の地方財政対策につきましては、政府が財政健全化に向けた取組を進める中、厳しい展開が予想されております。

また、平成 26 年度税制改正につきましては、市町村の基幹税目である固定資産税の現行制度堅持のほか、自動車取得税・自動車重量税の取扱い等、様々な課題が山積しております。

このような中、本会は去る 5 月 22 日開催の第 89 回定期総会において、「地方税財源の充実確保に関する決議」を行うとともに、7 月 23 日開催の地方財政委員会及び 8 月 1 日開催の国会対策委員会におきまして、地方税財源の充実確保に向けて、政府・与党等関係各方面に対して強力に実行運動を行ったところでございます。

本会といたしましては、今後も来年度地方財政対策の決定及び税制改正大綱の取りまとめに向け、地方税財源の充実確保を最重点要望事項として取り組むこととしております。

つきましては、貴議会におかれましても、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出をご検討くださるようお願い申し上げます。

なお、参考までに意見書の例文を添付いたしましたので、ご活用ください。

また、本会ウェブサイト（<http://www.si-gichokai.jp>）のトピックス・コーナーに、「地方税財政の最近の動向に関する資料」を掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸甚に存じます。

（問合せ先）全国市議会議長会 政務第一部

担当：田畑、遠藤、内田

TEL 03-3262-5235

FAX 03-3263-5751

参考例文

「地方税財源の充実確保」について

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 月 日

〇〇市議会議長

〇 〇 〇 〇

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 新藤 義孝 殿

内閣官房長官 菅 義偉 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 甘利 明 殿

亀岡市における京都府の専用球技場のための亀岡駅北用地無償提供についての住民投票に関する条例(案)

【目的】

第1条 この条例は、JR 亀岡駅北側に誘致された京都府の専用球技場のための用地無償提供について、その可否について住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

【住民投票】

第2条 前条の目的を達成するため、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

【住民投票の執行】

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

【住民投票の期日】

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して2月を経過する日までの間の選挙管理委員会が定める日曜日に実施するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を決定したときは、投票日の 15 日前までに投票日その他必要な事項を告示しなければならない。

【投票資格者】

第5条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿登録者」という。）で、市長及び市議会の議員（以下「議員」という。）の選挙権を有するものとする。

【投票の方式】

第6条 住民投票は秘密投票とする。

2 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに 1 人 1 票に限り投票することができる。

3 投票資格者は、京都府の専用球技場のための JR 亀岡駅北用地無償提供に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、賛成しないときは投票用紙の賛成しない欄に、自ら〇の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、身体障害等の理由により、自ら投票用紙に〇の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

【投票所における投票】

第7条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

【投票】

第8条 投票資格者は、投票日に投票事項ごとに 1 人 1 票に限り投票することができる。ただし、投票日に投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより、告示日の翌日から投票日の前日までの間に投票することができる。

2 何人も、投票の内容を陳述する義務はない。

【投票の効力の決定】

第9条 投票の効力の決定に当っては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意志が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

【無効投票】

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 〇の記号以外の事項を記載したもの

(3) 〇の記号のほか、他事を記載したもの

(4) 〇の記号を投票用紙の賛成欄及び賛成しない欄のいずれにも記載したもの

(5) 〇の記号を投票用紙の賛成欄又は賛成しない欄のいずれに記載したのか判別し難いもの

(6) 白紙投票

【情報の提供】

第11条 市長は、投票日の10日前までに、住民投票の趣旨、関連情報、その他住民投票に関し必要な情報を、多様な媒体を活用して一般の縦覧に供するものとする。

2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、住民投票の発議の内容を記載した文書、選択肢について説明した文書その他行政上の資料で公開することができるものについて、多様な媒体を活用して一般の縦覧に供するものとする。

3 市長は、必要に応じて討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

4 市長は、前 3 項に規定する情報の提供および情報の提供に関する施策の実施に当たっては、公平性の保持に努めなければならない。

【投票の促進】

第12条 市長は、広報その他の手段により、投票資格者に対し、投票を促すよう努めなければならない。

【投票運動】

第13条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、住民投票の告示の日（以下「告示日」という。）から投票日の前日までとする

【投票及び開票】

第14条 前条までに定めるもののほか、投票場所、投票時間、投票管理者、投票立会人、開票場所、開票時間、開票管理者、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例によるものとする。

【投票結果の告示等】

第15条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第16条 市長および議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【委任】

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

【施行期日】

1 この条例は、公布の日から施行する。

【条例の失効】

2 この条例は、第15条の行為の終了をもって、その効力を失う。